

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

単位：百万円

	銀行業務	リース業務	その他業務	計	消去又は全社	連結
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	7,555	862	396	8,815	—	8,815
(2) セグメント間の内部経常収益	151	64	107	323	(323)	—
計	7,706	927	504	9,138	(323)	8,815
経常費用	6,965	931	439	8,336	(342)	7,993
経常利益（△は経常損失）	741	△4	65	802	19	821
II 資産	649,544	4,835	4,376	658,756	(6,448)	652,306

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。
 (1) 銀行業務……………銀行業、銀行事務代行業
 (2) リース業務……………リース業
 (3) その他業務……………クレジットカード業、信用保証業、ソフトウェアの開発及び販売業

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

単位：百万円

	銀行業務	リース業務	保証業務	その他業務	計	消去又は全社	連結
I 経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	7,481	753	82	288	8,606	—	8,606
(2) セグメント間の内部経常収益	141	40	6	88	277	(277)	—
計	7,623	794	88	377	8,883	(277)	8,606
経常費用	7,081	818	28	385	8,313	(350)	7,963
経常利益（△は経常損失）	541	△23	60	△8	570	72	642
II 資産	660,741	4,735	1,281	3,067	669,826	(7,472)	662,353

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。
 (1) 銀行業務……………銀行業、銀行事務代行業
 (2) リース業務……………リース業
 (3) 保証業務……………信用保証業
 (4) その他業務……………クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業
 3. 事業区分の変更
 前中間連結会計期間では、信用保証業は「その他業務」に含めておりましたが、前連結会計年度の有価証券報告書において経常損失の絶対値が経常利益の生じているセグメントの経常利益の合計額の絶対値の10%以上となったことから、「保証業務」として他のセグメントと区分して記載しております。
 なお、保証業務の前中間連結会計期間の経常収益は95百万円（うち外部顧客に対する経常収益は87百万円、セグメント間の内部経常収益は8百万円）、経常費用は14百万円、経常利益は80百万円及び資産は1,351百万円であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

当行は在外支店及び在外子会社を有していないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

セグメント情報

連結リスク管理債権

単位：百万円

銀行法施行規則第19条の3に基づき開示する連結ベースでの「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の額は以下のとおりです。

区 分	平成20年9月期	平成21年9月期
破 綻 先 債 権 額	2,167	3,127
延 滞 債 権 額	12,567	11,988
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 額	516	380
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	5,425	956
合 計	20,676	16,452

連結自己資本比率 [国内基準]

単位：百万円

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

項 目	平成20年9月期	平成21年9月期
資 本 金	8,233	8,233
うち非累積的永久優先株	—	—
新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	6,162	6,159
利 益 剰 余 金	9,016	8,732
自 己 株 式 (△)	57	60
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
社 外 流 出 予 定 額 (△)	237	237
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△) (注1)	4,323	—
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
新 株 予 約 権	—	—
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	2,168	1,816
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
の れ ん 相 当 額 (△)	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 (△)	—	—
計 (A)	20,963	24,645
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,327	1,324
一 般 貸 倒 引 当 金	1,675	1,366
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	4,700	5,700
うち永久劣後債務 (注3)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	4,700	5,700
計	7,702	8,391
うち自己資本への算入額 (B)	7,702	8,391
控除項目 (注5) (C)	—	—
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	28,665	33,036
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	286,017	285,148
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	7,849	5,703
信用リスク・アセットの額 (E)	293,867	290,852
オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	26,082	25,602
(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,086	2,048
計 (E) + (F) (H)	319,949	316,455
連 結 自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) = D / H × 100	8.95%	10.43%
(参 考) T i e r 1 比 率 = A / H × 100	6.55%	7.78%

(注) 1. 平成21年9月期は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例（平成20年金融庁告示第79号）」を適用しております。

2. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

3. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

5. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。